

人事訴訟事件等についての国際裁判管轄法制研究会 第3回 議事要旨

1. 日 時 平成25年1月25日(金) 自 18時00分
至 21時00分

2. 場 所 社団法人商事法務研究会会議室

3. 議事概要

(1) 実親子関係事件の国際裁判管轄について

法務省から、実親子関係事件の国際裁判管轄について、研究会資料3に基づいて説明がされ、引き続いて同資料の第1記載の論点等について自由討論の形式で討議がされた。討議の要旨は以下のとおり。

ア A案, B案について

- 手続的な負担という意味では、実親子関係事件でも被告の立場を考えるとするのは、それなりにもっともかと思う。
- 前回取り扱った事項との関係では、離婚よりは婚姻無効取消しの方に近い議論となるのだろうと思うが、純粹に当事者間の処遇の問題でなく、実体的に正しい身分関係の確定をするためにどういう考慮をすべきか、婚姻無効取消しの場合と同じ議論でいいのか違う議論が必要であるかという観点から整理する必要があるのではないか。
- A案の②で「被告が行方不明であるときその他これに準ずる理由があるとき」としているのは、行方不明の場合に限られているように読め、保護される範囲が狭くなりすぎるようにも思う。行方不明以外を拾うのであれば行方不明以外の事由を例示として挙げる必要があるのではないか。
- 昭和47年の要綱試案の解説によると、「遺棄された場合」は意図的に抜いているが、「その他これに準ずる事由がある場合」で拾う場合もあり得ると考えられていたようである。
- 被告の住所地国で裁判をすると原告の裁判をする権利を奪ってしまうようなケースについては原告の住所地国に管轄を認めるというのが根本の趣旨だとすれば、行方不明以外を特に例示する必要まではないのではないか。
- A案B案の②の規律のように、一定の場合には身分関係の当事者でない第三者の住所さえあれば管轄を認めるということで問題ないか。少なくとも身分関係の当事者のどちらかの国で承認されることが必要なのではないか。
- 身分関係の当事者が死亡した場合に当該当事者の最後の住所地に管轄を認めるニーズは実務的にはあるように思う。
- 身分関係の当事者の一方が死亡した場合に当該当事者の最後の住所地を管轄原因として認めることについては、生存当事者が訴える場合と第三者が訴える場合で状況が違う可能性があるのではないか。

イ 子の住所地, 子の利益

- 実質的に婚姻関係が破綻しており嫡出推定が及ばない場合かどうか、血縁関

係があるかどうかといった点が問題になるとすると、子の住所地を管轄原因とすべき要請は、子の監護に関する処分や親権者変更などの場合とは若干意味合いが異なるような印象がある。

- 具体的には、日本に住所を有する子が外国に住む父親に対して強制認知を請求するような場合に日本に管轄を認めなくていいかという問題だが、これを認めないのは子に酷であるようにも思う。
- 実親子関係事件では、「子」といっても相当の年齢になっている場合も多いので、一概に言いにくいように思う。
- 実親子関係事件では、子の監護に関する処分等における子の利益とは異なるものの、出自や親子に関係するという意味で、身分関係を確定する利益というのは考慮する必要があるのではないか。
- 例えば、ハーグの扶養条約では、扶養の前提としての親子関係の確定もセットで考えられているから、扶養の問題と関係する場合など、場合によっては子の住所地で訴えを提起できるようにする必要があるように思う。

ウ 国籍

- 住所の認定にも関係があるかもしれないが、人の移動が激しい今、国籍があることを管轄原因として日本で裁判をしたいというニーズは、実務の中では比較的にあるように感じおり、合理的なものだと思っている。管轄原因のある地に証拠関係があるかどうかは、実務的にはあまり気にならない。国籍を管轄原因と認める場合には、付加要件も要らないと考えている。
- 国籍があれば管轄を認めるということにすると、特段の事情に委ねる部分が非常に多くなるという問題がある。
- 裁判例でも合意に相当する審判では国籍を理由に日本に管轄を認めたものが結構ある。もっとも、争っている場合は事情が異なると思う。
- 国籍だけを管轄原因として一番困るのは、被告が管轄を争っていて手続に協力しないような場合に国籍しか関係のない国で適切な調査等ができるのかということであり、当事者が管轄について合意している場合にはそのような問題は少ないと思う。
- 身分関係の確定は、そこから様々なことが派生してくる基本となる事項であるから、国籍国でその裁判を受ける権利というのが基本的には認められてよいのではないかと考えている。管轄を認めることと立証ができていくかどうかというのは別問題であるから、被告の不利益をそれほど考慮する必要はないのではないか。
- 身分関係の確定には客観的真實の追究の要請があるから、最も適切に証拠が選べる土地に管轄を認めるべきではないかという話であって、被告の不利益とは直接関係がないのではないか。
- 身分関係の確定では結局懐胎時にどうだったかというのが重要な問題だとすると、現住所が証拠とどこまで結びついているかという疑問はある。

- 社会的な親子関係が既に形成されていたかどうかという点で、例えば親子関係不存在確認の請求が権利濫用になるというような場合もある。このように必ずしも血縁の有無とは違うところで事実関係が形成されていてそれが立証に必要なことになることはあると思うので、懐胎時だけが問題になるとは限らない。

(2) 養親子関係事件の国際裁判管轄について

法務省から、養親子関係事件の国際裁判管轄について、研究会資料3に基づいて説明がされ、引き続いて同資料の第2記載の論点等について自由討論の形式で討議がされた。討議の要旨は以下のとおり。

ア 養子縁組をするについての許可及び特別養子縁組の成立の国際裁判管轄

- 提案のように養親となるべき者又は養子となるべき者の住所地国に広く認めることでよいと思う。

イ 離縁の訴え、協議上の離縁の無効及び取消しの訴え、養親子関係の存否の確認の国際裁判管轄

- 離婚と離縁、婚姻無効と養親子関係存否確認の訴えについて管轄原因を合わせるということも考えられるが、違う配慮が必要になるかどうか議論されるべき事項と思われる。

- ここでもA案の②は、行方不明だけを例示として挙げているが、救済すべきものが救済されるように、何か別の例示を加えられないか。

- 離婚の方がより私益的な感じがしており、離縁や養親子関係の無効等の方が公益的な要請が強く、より保護の必要性が高いように思うので、離婚と同じでは実務的にも困るような気がする。

- 離婚事件以外の事件の国際裁判管轄についても昭和39年の判例の考え方を基礎にすることが本当に合理性があるのかを根本的に検討する必要があるのではないか。また、外国法制と異なる管轄原因を定めることの必要性、相当性についてももっと踏み込んだ議論が必要ではないか。

- 行方不明や遺棄というのはあくまで例示であり、昭和39年の判例の考え方をベースに、その考え方をどの事件類型に及ぼすのか、どこまで緩めるべきなのか等をこの研究会で議論し、ある程度合意ができればそれに見合った用語で管轄原因を定めていくという作業になるのではないか。

- 被告の住所地を出発点とするのは一つの考え方だと思うが、行方不明などの例外的な事由の認定に手間がかかるよりは、仮に管轄原因が広すぎるデメリットがあることを勘案しても、住所や国籍という明確な管轄原因をそのまま立て日本の管轄を広げて捨っていくというのも一つの選択肢であるように思う。

イ 国籍

- 養子縁組関係の準拠法について本国法主義を採っているそもそもの出発点は、人の身分関係は本国で決めるという点にあり、これとパラレルに考えると、本国の管轄を認めるというのは、割と素直な発想だと思う。国際的にみても、大陸法系諸国で本国法主義を採ってきた国では、基本的に管轄についても国籍

を管轄原因としている。

- 当事者の国籍が異なっている場合にいずれか一方が国籍を有することで当該国に管轄が認められるというのは、当事者間の公平の観点からしても違和感がある。
- 大陸法系の国で当事者の一方の国籍を管轄原因としている国で特に問題なく処理されているのであれば、日本ではその考え方を採らないとすることの積極的な理由の説明が必要であると思う。
- 比例原則の考え方のように準拠法となる本国法の国に管轄を認めるというのであれば、適切な法解釈を行うという観点からの説明が可能であるが、相手方としてみると、自分の国籍とも関係なく準拠法とも関係ないところで応訴を強いられるとすると、合理的な説明は困難ではないか。

ウ 特別養子縁組の離縁

- 養子の実父母は、特別養子縁組の離縁の訴えを提起する必要があるれば、子の住所地で普通は提起するのではないかと思うので、実父母の住所地に管轄を認めることの意味は少ないように思う。
- 日本の法制度を前提としてみた場合に、特別養子縁組の離縁については養子の保護を図る必要性が非常に高いということで、離縁の申立権がある者については当該者の国でもできるようにすべきではないかという観点から整理をしたもの。
- 外国にいる養子の保護を図る必要があるという場合については、当該養子が日本国籍を有する場合に日本国の仕事としてその保護を図るという考え方をすべきではないか。
- 外国で養子がひどいことをされていたら、外国の児童相談所のような機関が動いて少なくとも養親の親権は止めると思うので、そのような場合についてまで日本が介入する必要はないように思う。
- 仮に離縁を失踪宣告の取消しとパラレルに考えるとすると、取消しは当初の裁判をした国以外の国ではできないと一般的には考えられている。
- 離縁は、離縁をするかどうかというときの状態を判断すれば足りるが、取消しは、当初の裁判の判断を問題にするという点で、離縁と取消しを同じに考えることはできないのではないか。
- 日本でした特別養子縁組の成立の審判が現住所地国で承認されないような場合に、養親も養子もいないのにあえて日本で離縁の裁判をすることを認めるまでの必要性があるかどうか疑問である。

エ 死後離縁をするについての許可

- 死亡した当事者の最後の住所地に管轄を認めるニーズはあるように思う。

(3) 子の監護及び親権者の指定・変更に関する事件の国際裁判管轄について

法務省から、子の監護及び親権者の指定・変更に関する事件の国際裁判管轄について、研究会資料4に基づいて説明がされ、引き続いて同資料の第1記載の論点等

について自由討論の形式で討議がされた。討議の要旨は以下のとおり。

ア 子の住所地について

- 住所地の認定基準として、一定の期間経過を要件としつつ、緊急性のある事案については別の規律で対処するということも考えられるのではないか。
- ハーグ条約では、子の監護の本案に関する判断は子の常居所地国でという考え方をとっているので、日本がハーグ条約を締結するならば、子の「住所地」でなく「常居所地」を基準にするのが適当と考える。
- 現在の実務では「住所」というと現実に日本にすることが前提とされることが多いので、「常居所」を管轄原因とすることは、実務的にはインパクトが大きい。
- 「住所地」としつつ、連れ去られた場合等の取扱いを法律に明記すればよいのではないか。
- 「住所地」とすると、日本では、住民票があるところというように思われてしまう傾向がある。
- 「住所地」とするか「常居所地」とするかは、法制的な問題もあると思われるため、その点も含めてなお検討することとすべき。

イ 子の住所が申立人の住所と同一であることを条件に相手方の住所地国に管轄を認めることについて

- 監護親である申立人から出てくる資料によって裁判所が判断すること自体、問題が大きいので、申立人から子に関する資料が提出されることを前提に相手方の住所地国に管轄権を認めることは非常に問題がある。相手方の同意を要件とするのは、合意管轄や応訴管轄の考え方を盛り込むことになるので、消極である。
- 子の住所地国と申立人の住所地国が同一であればよいというように「住所地国」レベルで判断することになると、同一国内の全く違う地に住んでいる場合と別の国に住んでいる場合とで状況に大差はないという感じがする。
- 第三者が申し立てる場合があることを考えると、子の住所地国のみに管轄を認めることとする方が安全ではないか。
- 子の住所地国のみに管轄を認めることにすると、狭すぎてかえって迅速な裁判が得られず子の利益を害するという事態は想定されないか。
- 実務上、パスポート申請のときには親権の所在が具体的に問題になるが、親権者でなくても何らかの方法で対処することができるので、あえて子の住所地国以外に管轄権を認める必要性まで感じない。子の住所地国でない国に管轄権を認める実益があるとは思えない。
- 共同親権で親が別々の国に居る場合には親権の単独行使が認められるであろうし、単独親権になっていて親権者でない親が子と一緒に別の国にいるとしたら、それは違法に連れ去っているというだけではないのか。
- 特殊な例を想定してそのために管轄を広げることによる弊害の方が大きいと

思う。

- 例えば、日本の戸籍上、父が親権者になっている場合に、日本に子名義の土地があってそれをフィリピンにいる母が処分したいというような場合はありそうだが、そのような場合も、フィリピンで裁判を得て日本で承認されれば足りると考えることになるのか。
- 日本で解決すべき事件であって外国では実現できないものを、適切にくくる基準があるかどうかということであれば、相手方の住所地国に限られないことになる。
- ドイツFamFG99条1項では、管轄原因として、子の国籍と常居所に加えて、子についてドイツでの保護措置が必要になる場合という受け皿を用意している。
- 結局、子の住所地国以外に管轄を認める場合でも子に着目せざるを得ないから、子についての必要性の観点から付加的な管轄原因を定められるかどうかという意見がこの場では強いということと思われる。

ウ 離婚の附帯処分

- 子の住所地国以外に子について必要性がある場合に付加的な管轄原因を認めることとすれば、離婚の附帯処分という形で管轄を認める必要はない。
- 実体法で離婚の際に親権者を指定しなければならないとされていても、それは離婚の規律ではなく親子間の法律関係の規律とみればいいから、問題は生じないのではないか。
- 離婚のときに親権者を必ず指定するというのは実体法上の要請であるのに、親権者の指定の国際裁判管轄がないから親権者を指定しないというのは、実体法よりも手続法を優先させ、実体法の利益を無視することになるから、親子関係の準拠法が要求している場合には離婚訴訟と併合して審理することができるようにする必要があるのではないか。
- 親権者の指定についての国際裁判管轄がなければ親権者を指定しない離婚訴訟の認容判決というものもあり得るのではないか。
- 実体法が実質的に変容させられる理由がよくわからない。
- 子の生活状況をきちんと確認できるところの裁判所が管轄権を持つべきというのが出発点になると思うので、親子間の法律関係の準拠法である実体法が離婚時の親権者の指定を前提としていても、離婚の管轄が日本に発生しているだけで日本の裁判所が親権者の指定について管轄権を行使すべきでないと思う。
- 離婚のときに子どもの措置を決めずに離婚をしてはいけないという実体法があるとすると、親権者の指定と離婚とを分けて別々にできるとするのはおかしいのではないか。
- 実体法で子の親権者を決めなければ離婚できないとしていることが、どんな場合でも親権者を定めなければ離婚できないとするほど強い要請であるとは思われない。

(4) 親権喪失関係その他の事件の国際裁判管轄について

法務省から、親権喪失関係の事件類型及びその他の事件類型の国際裁判管轄について、研究会資料4に基づいて説明がされ、引き続いて同資料の第2及び第3記載の論点等について自由討論の形式で討議がされた。討議の要旨は以下のとおり。

ア 親権喪失関係事件の国際裁判管轄

- 子の財産の保護という観点からは、事件本人である親の住所地国に管轄を認める実益はありそうに思うが、子の住所地国又は常居所地国の認定の問題でもあるように思う。
- 子の保護の観点から、事件本人である親の住所地国に管轄を認めることでよいと思う。
- 事件本人である親に着目して管轄原因を定めるのではなく、子の保護に着目した形で管轄原因を定めることは考えられないか。
- 親の住所地国の方が立証しやすいのであれば、親の住所地国に管轄を認めてもよいのではないか。
- 96年の保護条約でも、子の保護の必要性の観点から、必要なときには緊急的に管轄を認めるという考え方をとっており、親に着目した管轄原因を定めることについては違和感がある。

イ 管轄の継続について

- 親権停止も入るのであれば、その更新を認めるか否かという判断については、管轄の継続を認めた方がよいように思う。
- 親権喪失の裁判をした国以外の国でその裁判の取消しをしなければならない場合が実際にあるのか疑問がある。

ウ その他の事件類型の国際裁判管轄について

- 特別代理人の選任の管轄については、子の住所地以外にも認める必要があるのではないか。
- 代理行為の行為地まで管轄を広げることによる弊害としては、特別代理人の要否の推定の判断がしにくくなるという点が挙げられるかと思う。代理行為をせざるを得ない程度の必要性を要件とすることも考えられる。
- 都道府県の措置についての承認等について我が国の専属管轄とするとしている趣旨は、準拠法上、行政機関が行政措置として行うものについては専属管轄とするという一般領域が想定されるということであり、それ自体はよいと考えられるが、具体的にどのような規定を設けるかが問題となるように思う。
- 専属管轄とまで規定しなくても、常に我が国に裁判権があるという規定の仕方の方が理解しやすいように思う。
- 専属管轄と規定することの意味は、間接管轄を含意していることにあるが、直接管轄の問題としては、我が国に裁判権があるとの規定で十分かと思う。

(6) その他

今後の進行等について確認がされた。